

〈原著〉

母子生活支援施設における学習支援の現状と課題

小川 恭子 (藤女子大学 人間生活学部 保育学科)

福玉 大輔 (社会福祉法人北海道社会事業協会 母子生活支援施設すずらん)

本研究は、入所児童の健全な育ちや学びの機会を保障するために母子生活支援施設が行うべき学習支援の課題や方向性について検討することを目的に行った。北海道内の母子生活支援施設の調査をもとに検討した結果、施設における学習支援が十分に行われておらず、その現状を打開するための策もなかなか講じられていないこと、また、面前 DV 等の環境に置かれている子どもたちにとって、学習支援は単に勉強を教えるだけではなく、それ以外の意図や目的を持って取り組むべきであるという点が明らかとなった。特に、「①宿題や課題を解くことで養われる学びの力」「②社会生活を営んでいく上で必要な知識や技術、コミュニケーション能力」の二つの力を育てる学習支援を展開していくことが必要であることを指摘した。さらに、今後の課題として「外部機関の協力の必要性」「障がい児への個別対応の必要性」「母親への働きかけの必要性」を述べた。

キーワード：社会的養護、母子生活支援施設、学習支援、面前 DV、障がい児

1. はじめに

母子生活支援施設で生活している子どもの多くは、平成 28 年度全国母子生活支援施設実態調査報告書¹⁾ (以下、実態調査)によると、母子生活支援施設に入所した理由の 52.3%が「夫などの暴力」であり、施設入所に至るまで Domestic Violence (以下、DV) 等の不適切な養育環境で過ごしてきている。特に近年問題となっている面前 DV (子どもの目の前で配偶者や家族に対して暴力をふるうこと) により、落ち着いた生活を奪われた子どもは、直接的に暴力を受けなくても DV を見聞きして育つことで心身に大きな傷を負うことが考えられる。また、なんらかの障がいのある子どもが入所している施設の割合は 78.3%に達しており、現在母子生活支援施設に入所する母子が抱える問題の多様化や複雑化が、施設で主に子どもたちと関わる少年指導員に戸惑いや悩みを生む要因となっている。学習支援に関しては、入所している子どもたちの特徴や障がいに合わせた個々の対応や、集中して取り組める適切な学習環境の設定が必要であるが、効果的な学習支援を講じられていない施設が多いのが現状といえる。このような状況に対し、施設入所に至るまで本来家庭内で学ぶべき・経験すべき事柄や学習する機会を

奪われていた子どもたちに対し、学習支援を母子生活支援施設の重要な機能として捉え、そのあり方を検討することは施設実践へ何らかの寄与が出来ると考える。

したがって、本稿では、入所児童の健全な育ちや学びの機会を保障するために母子生活支援施設が行うべき学習支援の方向性・具体的内容を、調査票の結果を踏まえて考察し、今後の学習支援の課題や方向性について提起することを目的とした。

2. 母子生活支援施設入所児童の学習に関する概況

(1) 母子生活支援施設とは

母子生活支援施設は社会的養護の一端を担う児童福祉施設であり、児童福祉法第 38 条²⁾に「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」と規定されている。1947 年の児童福祉法成立時は「母子寮」と呼ばれ、戦争によって夫や家を失った母子に対して住居

の提供や生活課題を支援する役割を担ってきた。しかし、その後の社会状況の変化にともない、母子家庭が抱える課題も複雑・多様化するなか、1997（平成9）年に改正された児童福祉法では、母子の「保護」から、「保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援する」という役割の変化を担うこととなった。さらに、2004年の同法改正で「退所した者について相談その他の援助を行うこと」が加わり、現在ではDV被害や児童虐待の避難先としての役割も担っている。

社会的養護とは「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである」³⁾ことをいう。ひとり親家庭への支援には、大きくは子育て・生活支援、就業支援、養育費確保支援、経済的支援の4つの支援があるが、母子生活支援施設は、母子を分離せずに子どもの成長・発達を保証する唯一の社会的養護関係施設として、様々な困難を抱えた母子が地域で生活をするまでの「中間的役割」を担っており、そのために必要な支援が展開される場といえよう。

(2) 入所児童の学習に関する概況

「児童養護施設入所児童等調査」は、主に社会的養護関係施設で生活を送る子どもたちが抱える様々な状況をまとめたものであり、1952年から5年毎に厚生労働省より報告されている。平成25年の同調査結果（平成27年1月発表）⁴⁾から、母子生活支援施設で生活をする児童の学習に関する概況を以下に示す。

母子生活支援施設における就学状況別児童数は表1

表1 就学状況別児童数

総数	就学前	小学校 低学年 1～3年	小学校 高学年 4～6年	中学校	中学卒			高校卒			不詳
					公立 高校	私立 高校	その他	大学・ 短大	就職	その他	
6,006	2,624	1,174	961	700	222	74	51	2	1	5	192
100.0%	43.7%	19.5%	16.0%	11.7%	3.7%	1.2%	0.8%	0.0%	0.0%	0.1%	3.2%

表2 学業の状況別児童数

総数	すぐれている	特に問題なし	遅れがある	不詳
6,006	143	2,026	967	2,870
100.0%	2.4%	33.7%	16.1%	47.8%

表3 通学状況別児童数

総数	普通に通学	欠席しがち	不詳
6,006	2,767	369	2,870
100.0%	46.1%	6.1%	47.8%

の通りであり、この調査より以下の点が指摘できる（①—②は総数から就学前児童数を除き算出）。

①就学している子どもの約28.6%に学業の遅れがある。

②欠席しがちの子どもは約10.9%である。

文部科学省が公表した平成28年度の問題行動・不登校調査では、1,000人当たりの小中学校の不登校（年間の欠席日数30日以上）児童生徒数が、過去最多の13.5人で1.35%であり、小学校で0.48%、中学校で3.01%、高校で1.47%となっている。「欠席しがち」の状況が不登校を指しているかは定かではないが、文部科学省の調査結果を考え合わせると、学校に行かない・行きたがらない子どもの割合は明らかに高く、子どもの学ぶ権利が疎外されている可能性が指摘できる。

③子ども達の17.6%に何らかの障がいがある。

学校現場では様々な障がいによって、集団生活に適応できない、また同年代の友人との関係が上手く築けず、いじめや不登校にもつながるなどの問題が取り上げられている。知的には問題はないが、周囲の人から理解されずに、「わがまま」「常識がない」などと非難を受けやすい場合もある。そのような障がいによる不適応が上記②の「欠席しがち」に関係している可能性がある。また、子ども達の17.6%に何らかの障がいを有する（年齢は定かではないが）状況より、個々の特性や「一人ひとりの学び」に応じた学習指導の必要性が指摘できる。

④約半数の子どもに被虐待経験があり、その多くは心理的虐待（約8割）である。（表5）

心理的虐待の多くは実父から実母へのDVの目撃

表4 心身の状況別児童数

総数	障害等あり内訳（重複回答）										
	障害等あり	身体障害	肢体不自由	視聴覚障害	言語障害	知的障害	てんかん	ADHD	LD	広汎性発達障害	その他の障害等
6,006 100.0%	1,056 17.6%	116 1.9%	20 0.3%	24 0.4%	65 1.1%	268 4.5%	38 0.6%	123 2.0%	65 1.1%	225 3.7%	364 6.1%

表5 被虐待経験の有無及び虐待の種類

総数	虐待経験あり	虐待経験の種類（複数回答）				虐待経験なし	不明
		身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待		
6,006 100.0%	3,009 50.1%	1,037 34.5%	102 3.4%	617 20.5%	2,346 78.0%	2,762 40.8%	235 5.5%

（面前DV）によるものである。佐賀県DV総合対策センターが作成した冊子⁵⁾によると、「DV等の問題を抱える家で暮らす子どもは、感情面、学習や認知面、生活面で、直接・間接に影響を受けて成長する」と述べ、特に「学習や認知への影響」として、「注意の欠陥（注意欠陥障害が原因になっていると間違われるような兆候も含む）」「学習に差し障る多動」「全般的な学習の遅れ」「ムラのある授業態度」「言語習得の遅れ」「成績不振」「成績にこだわり競争意識が強い」「不登校気味でクラスに馴染めない」「授業中の居眠りが多い。または保健室での過眠傾向」を挙げている。入所した理由の52.3%が「夫などの暴力」であることを考え合わせると、約半数の子どもはDVによる被害を受けており、学習意欲の促進や適切な認知構造の獲得を阻害されている可能性が指摘できる。

このように、母子生活支援施設で生活をする子どもたちが抱える「学習」に関する状況は多くの困難を伴っていることが理解できる。単なる「勉強ができる・できない」ということではなく、子ども達への学習支援が「自立支援」に大きくかわかり、それが「貧困の連鎖」を食い止める意味を持つとしたならば、施設における学習指導の在り方が重要となってくることは、論を俟たない。

以上を踏まえ、次に母子生活支援施設における学習支援の意義について次に述べる。

3. 母子生活支援施設における学習支援の意義及び内容

(1) 学習支援の意義

母子生活支援施設に入所してくる子どもたちの多くは、DVや虐待が日常化している劣悪な家庭環境で育ってきており、専ら学びの機会が保障されていなかったと考えられる。下村・日下部⁶⁾は、「放任された

家庭環境で育った子どもは、家庭での会話や学習の経験が少なく、日本語能力が欠如し成績が低位であったり、学業遅進児になりやすい状況にいる」と述べている。筆者の入所時における聞き取りやその後の面談でも、「幼児期に親から絵本を読んでもらった経験が無い」「保育所以外で文字を書いたり覚えたりする機会がなかった」「そもそも家の中にそんな雰囲気・余裕はなかった」という話しが母子から聞かれることが多く、その事実を物語っているといえる。

このような養育環境では「子どもの最善の利益のために」の理念が損なわれてしまうため、厚生労働省は母子生活支援施設運営指針⁷⁾の中で、社会的養護の原理として「①家庭的養護と個別化、②発達の保障と自立支援、③回復を目指した支援、④家族との連携・協働、⑤継続支援と連携アプローチ、⑥ライフサイクルを見通した支援」の6つの考え方を示している。以下に学習と関わる①②③⑥について説明を加える。

①の家庭的養護と個別化では、すべての子どもは一人一人の個別的な状況が十分に配慮されながら、養育されるべきであること。また、社会的養護を必要とする子どもたちにあたりまえの生活を保障していくことが重要であると述べられている。「あたりまえの生活」とは子どもたちが学校へ通い、友人と遊び、宿題等に取組むという一日の生活サイクルが保障されることと考える。

②の発達の保障では、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指すことが書かれている。例えば複数の他人と相互関係を結び、そこから多くのことを学ぶのが幼年期であるが、家庭環境の影響で遊びや生活の中での他人との触れ合いが少なく、友人関係や社会ルールが学べなかった子どもは、学童期を迎えたときに対人関係の躓き、学習の遅れ、落ち着いた生活を送ることに困難を感じる。これはDVが行われていた家庭で育った子どもに多くみられる症状である。DV・虐待

環境では健全な心身の発達が保障されないため、早期にその現状から子どもを救い、安心・安全な場所で養育されるようにすることが必要である。

③の回復をめざした支援では、子どもたちが安心感を持てる場所で自己肯定感を取り戻していくことの必要性が述べられている。

⑥のライフサイクルを見通した支援では虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切るような支援が求められている。大塩⁸⁾によると、母子生活支援施設に入所する母親の約 70%が中学・高校卒である。「子どもには大学(専門学校)まで行って欲しい」「自分が勉強を教えられない分、他の人の力を借りて学びを深めて欲しい」という声も現場では聞こえてくるため、世代間連鎖への対応も学習支援の意義であると考えられる。

以上の原理・基本理念をもとに、母子生活支援施設における学習支援の意義・目的を考えていくと、成育歴上、重大な権利侵害を受け続けていた母子が施設入所により、今まで持つことのできなかった学習の機会が保障されること。また、DV や虐待により極端に社会経験や学びの機会が少なかった子どもたちにその機会を提供し、自己肯定感を高めること。その結果として進学や就労に必要な学力や人間性が養われ、健全な社会生活を送ることができるようになることである。

しかし、母親の希望でもある大学までの進学は、母子家庭全体で見ても 23.9%と低い水準である(「ひとり親家庭の現状について」厚生労働省)⁹⁾。低学歴の母親が多く、教育格差の世代間連鎖が断ち切られることも大きな意義であり理想でもあるが、母子生活支援施設だけの取組みでは難しいと言わざるを得ない。

(2) 支援内容

筆者の所属する施設の学習支援を例に述べると、学校から帰宅した後それぞれが持ち帰った宿題を決められた部屋の中で決められた席に座って取り組んでいる。学年によっては宿題が出されずに家庭学習を行う日が設けられており、施設で用意したプリントに取り組むか、自分でテーマを持ってノートに記入する方法をとっている。必ず学童を担当する職員が 1 名配置され、学習の様子を見守り、時には解き方を教えている。時間は特に決められておらず、それぞれの課題をやり遂げるまでが学習時間である。なお、長期休暇では午前中に 30 分×3 回の学習時間を設け、その内の 1 回は読書の時間としている。また、学童担当職員が学習支援として関わるのは主に小学校 1 年生～6 年生であり、中学生以上は外部ボランティア(NPO 法人)に月に 3 回程度来てもらい、無料学習塾の形をとって学習支援を行っている。

母子生活支援施設に入所している学童の多くは学習に何らかの躓きや苦手意識を持っている。現場ではその様々なケースに対応しなければいけないが、多くの職員は保育士や社会福祉士等の専門職種である。教育分野の学びを専門に行っていない職員がこれまでの経験や専門書・研修等で学んだノウハウを何とか駆使しながら対応しているのが現状であろう。さらに、自己肯定感や自分に自信が無い子どもにとって学習の時間は苦痛以外の何物でもなく、「どうせ俺なんて勉強をやるだけ無駄」「教えてもらってもわからないから質問したくない」というネガティブな言葉が良く聞かれる。そもそも学習に対して意欲が低く、重要性ややりがいを感じられていない子どもたちを机に向かわせ、さらに解き方を説明するという従来の学習支援を実践することがどんなに困難かは容易に想像することができるであろう。

4. 母子生活支援施設における学習支援の現状

(1) 北海道内施設の学習支援に関する調査

施設職員がどのような状況で日々の学習支援に取り組んでいるのか、その現状理解を深めるため、学習支援について調査票を配布したところ、北海道内の母子生活支援施設に所属する 6 施設・8 名の学童担当職員から回答を得ることができた。

調査票は次の 9 項目より構成されている。

- ①施設において、学童担当職員による学習支援は実施されているか
- ②実施している場合、どのタイミングで実施されているか、時間は決められているか
- ③実施されていない場合、なぜ実施されていないか
- ④学習支援の内容
- ⑤学習中の子どもたちの様子
- ⑥中高生に向けた学習支援は行われているか
- ⑦学習支援における困難さはどこにあるか
- ⑧母子生活支援施設における学習支援はどのように展開されるべきか
- ⑨今後、母子生活支援施設における学習支援で必要なことは何か

なお、倫理的な配慮として、研究の目的・参加の自由・プライバシーの保護の手立て(統計的に処理をし、研究対象者や入所児童が特定できないようにする)・研究への参加によって対象者や入所児童に負担や不利益がないように配慮することを説明し、調査結果を本研究に使用することへの承諾を得た。

(2) 調査の結果

①の学習支援の実施に関しては全員から、「実施している」という回答が得られた。実施されている内容は違えども、学習の機会を設けることが施設の重要な支援・役割機能と捉えていると推測することができる。

②の実施のタイミング・時間に関しては、下校後すぐに実施している施設、17:00以降に実施する施設に分かれ、考え方が異なる結果となった。帰宅後すぐに遊びたい子どもたちは、学習に意欲的に取り組み早く終わらせようとする姿勢を見せる。下校後すぐに学習を実施するメリットと感じている者もいれば、遊びのことが気になってしまう子はやつつけで学習を行っているという感想もあり、その子の特徴によって善し悪しが分かれるようである。一方夕方に学習を行う施設では、学年ごとに学校からの帰宅時間が異なるため、皆で一斉に学習を行うために17:00以降に実施するという声が聞かれた。ただし、後者においても先に勉強を終えた子が遊んでいる様子や周りの雑音が気になって集中できない、また一斉に一つの空間で集まって勉強を行うことで、周りの子どもたちの様子が気になって集中できない子がいるというように、学習環境を整えるという点においてどちらの現場でも苦勞している様子が伝わってくる。

④の学習支援の内容としては、学校から持ち帰った宿題に取り組み、必要時には職員が説明やヒントを与えながら勉強を教えている、またはその子の学力に見合ったプリントを作成する施設もある。また、宿題へのモチベーションを上げるためにスタンプカードを作成し、成果を目に見える形で表す工夫をしている施設もあった。

⑤の子どもたちの様子で共通に書かれていたのが「集中できない子」の存在である。どの施設においても発達障がいをもつ子、障がいはなくても学習に意欲的に取り組むことができない子どもが多く入所している現状を表している。ここで忘れてはいけないのは、「集中して意欲的に取り組める子」の存在である。学習に進んで取組もうとする子どもに対して、その学びの場を保障することも、同じように大切である。そのために机の配置をくじ引きで決めて、子どもたちに毎回新鮮な気持ちで机に向かってもらう工夫をしたり、発達障がいのある子と落ち着いて学習に取り組める子の両者に配慮するため、個別で対応できるスペースを確保している施設もある。

⑥の中高校生に向けた支援は、実際に学童担当職員が行っている施設は少なく、外部ボランティアを利用している施設が多く見られた。中高生の支援においては、日々の関わりが極端に少なくなること、より専門

的な学習の知識が必要なため、学童担当職員では対応しきれないという声が多く聞かれた。また、そもそも中学生の学習レベルに達していない子どもが多く入所しており、小学生の基礎知識が備わっていない中で中学生レベルの学習を積み上げようとしても、成果が出ないのは当然のことであるし、小学生の学習まで遡って学習支援を行うことは難しいという意見も聞かれた。

⑦の学習支援における困難さで多く聞かれた内容は「母との関係性」である。「母からの要望が強く、その子の学力に合っていない内容を学習支援として行わなければいけない」「母親の経済力や将来設計の不十分さが相まって、子どもの学習に対する意欲が低い」という点は、母子生活支援施設だからこそ表面化してくる課題である。この課題は職員の努力だけで学習支援は成り立たないことを端的に表し、母親との学習における連携の難しさを表している部分ではないかと考える。

⑧で母子生活支援施設における学習支援がどのように展開されるべきかを聞いてみたところ、「学習は基本的に個人で取り組むべきものであるが、母子生活支援施設は集団生活を送る環境でもあるため、宿題や課題等をこなすだけの学習だけではなく、他者との関わりやコミュニケーションスキルを身に付けられるような学びの場を設定することが必要ではないか」という声や、「学童担当職員が行う学習支援は学力向上が目的ではなく、学習の習慣づけとして行うべきであるとの割り切りが必要ではないか」という声も聞かれた。発達障がいや知的障がいを持つ子どもへの対応に苦慮している中で、従来型の学習支援よりも、その子どもたちが退所後の社会生活を営むにあたり何が必要か、そのための実践能力向上を学習支援と位置づけるという施設の考え方の変化が感じられる。

「特別支援学級に通い、学習にも遅れがみられる子どもの個性や特徴を母親が理解していない（理解できない）」「子どもの学習を職員にまかせっきりになっている。子どもの良いところはもちろんだが、どこに躓いているのか、何が苦手なのかを母親が理解すべきではないか」「外部資源の活用をもっと積極的に行うべきであると思うが、せっかく施設内で利用できる環境を整えても、母親が活用させない」などの母親に対する意見、母親へのアプローチの必要性が⑨で多く書かれていた。職員が子どもたちの将来や今後の社会生活を見据えて様々な取組みを行っている。しかし、その取組みの成果が十分に発揮されていないのは、職員個人のスキルの問題ではなく、母子生活支援施設だからこそ起こりうる母親との関係性、アプローチの難しさも

大きく影響しているのではないかと考える。

5. 考察と今後に向けて

ここまで、母子生活支援施設における学習支援の現状について北海道内の母子生活支援施設の例をもとに述べてきた。その結果、施設における学習支援が十分に行えていない中、その現状を打開するための策もなかなか講じられていないこと。また、様々な事情や環境に置かれている子どもたちにとって、学習支援は単に学習を教えるだけではなく、それ以外の意図や目的を持って取り組むべきであるという点が明らかとなった。

以上を踏まえ、母子生活支援施設の学習支援のあり方と今後の課題について次に述べる。

(1) 学力向上のために

母子生活支援施設における学習支援は、元々学力向上（知識の習得・苦手分野の克服など）の目的が行われてきた。しかし、入所理由の多様化、様々な障がいを持つ子どもたちの入所が増えてきたことでその目的や意図が年々変化してきており、今では「学力向上よりも学習の習慣づけ」という意識で学習支援が行われている施設が多い。その変化に伴い、私たち母子生活支援施設の職員は何を目指し学習支援を行うべきか。「私たちのめざす母子生活支援施設ビジョン」¹⁰の中で書かれている「インケアの充実」をもとに考えたいと思う。

「インケアの充実」とは、入所世帯に対してソーシャルスキルトレーニングやコミュニケーションスキルトレーニング等を行うなどの専門技術の導入を一例として挙げている。これらのトレーニングを学習の場に入入れることができれば、それは知識の習得を主とする学力向上を目指したものに留まらず、その学びの場で経験する様々な出来事、対人関係を通じて養われる社会性・協調性・対人関係構築のためのスキル向上を担うことができると考える。それでは具体的に学習の場に何をどのように取り入れるのかと考えたとき、例えば特定非営利活動法人 Kacotam では、従来の学習ボランティア事業だけに留まらず、「自然体験学習」や「様々な仕事に従事する人から話を聞く場」を開催する等、子どもたちの様々な学びを保障し、他者や自然と触れ合うことで子どもたちの興味・関心を広げる事業が開発されている¹¹。

また、岡田範之¹²は学習意欲を高めるためにビジョントレーニングを取入れた学習教材を活用し、その成果について、「児童の視覚機能を向上させ、児童の『読

む』『書く』のつまづきを軽減させることで、授業内容の理解が進むことが分かった」また、「視覚機能の向上が、授業内容の理解力を上げ、分かる喜びの実感につながり、児童の学習意欲を高めることがわかった」と報告している。

上記の取組み等を参考にしながら、具体的なトレーニング内容や実施方法を考察し、専門的なスキルを学ぶための研修会や実際に行われている取組みや事業を職員自らが経験してみることも大切である。そのためには母子生活支援施設の側から、先駆的な取組みを行っている社会的養護関係の施設・NPO 法人や教育機関等へ積極的に働き掛けていくことが必要である。

母子生活支援施設における学習支援は、「①宿題や課題を解くことで養われる学びの力」「②社会生活を営んでいく上で必要な知識や技術、コミュニケーション能力」の二つの力を養えるよう展開していくことが必要である。①と②の一方だけに特化した学習支援ではなく、両方をどのように向上させていくのか、職員が広い視野と行動力を持って実践していかなければならないと考える。

(2) 母子生活支援施設にできること

母子生活支援施設は母親と子どもが一緒に生活できる唯一の児童福祉施設という大きな特徴がある。そのため、基本的には宿題の丸付け、やり直しに関しては母親が子どもと共にやるべきであるという考え方が多く聞かれる。そこにはあくまでも学童担当職員による学習支援は補佐的なものであり、子どもの学習に関しては母親が責任をもって見守るようという意図が見えるのであるが、様々な理由でそこに向き合うことができない母親がいることは前述した通りである。

そのような母親を支援することが、子どもの学習支援にも繋がっていくと考えたときには、母親に向けた学びのサポートが重要だと考える。自らの夢や資格取得のために職業訓練校や専門学校に行きたくても学習の遅れが顕著であり、その目標が叶えられない母親。成育歴上自らの学習も疎かになってしまったため、子どもの学習に対する意識が極端に低い母親に対して、施設機能を生かしてサポートできるのが母子生活支援施設の強みといえよう。そのためには、母親に対する学びの場を保障するために学習ボランティア団体等と協力し、母親自身がもう一度小学校や中学校の学習を学び直すことができる場所・機会の提供、子どもと一緒に学習に取り組む、学びを深める場を設けること。そこでの様々な人間との出会いや経験により、子どもたちと同様、社会生活に必要なスキルを母親自身も身につけることができれば、学びの大切さ・やりが

い等を感じられるきっかけになるのではないかと。また、その機会を創出することは子どもたちにも何らかの好影響を与えるのではないかとと思う。

また、母子生活支援施設は集団生活の場でもある。施設によっては共同の風呂・トイレを使用する所もあるし、皆で参加する行事もある。そのような場の一つ一つが母親にとって学びの場であり、絶好のトレーニングの機会になるという意識を職員が持つことで、自立支援や学習支援を今までと少し違った視点で見られるのではないかと考える。

このように考えると、母子生活支援施設での生活は毎日が学びの場であり、母親と子どもに学習支援を行うために適した環境であると言える。母子が将来自らの力で社会生活を営んでいくために必要な学力を向上させるため、母子生活支援施設にしかできない具体的な取組みを実施していくべきだと考える。

(3) 今後の課題

第一に学童担当職員による学習支援の限界である。学習支援の場を単なる学習の機会として捉えるだけでなく、同じ空間で学習している子どもたちへの配慮や集団だからこそ取組めるグループワークの要素を学習に盛り込もうと工夫している施設が増えてきている。しかし、施設だけで行う取組みに限界や手詰まりを感じており、外部機関の協力がなければ成果を上げることができないとも感じている。

第二に障がい児への対応があげられる。前述したように母子生活支援施設は何らかの障がいをもつ子どもの入所が増えている。実態調査¹⁾によると、入所している子どもの16.1%が何らかの障がいを持っている。また、母親も30.4%が障がいを持っており、子どもたちの学習支援への困難さに加えて、母の障がいにも配慮しながら対応しなければいけない現状がある。またそこに母親との愛着関係が形成されていない子ども特有の症状が現れると事態はさらに困難を極める。そのような子ども達に対しては知識を高めるための学習支援だけでは十分ではなく、体験型の学習支援などを取り入れるべきであると思うが、実践に移すことができない課題がある。

そして第三には、母親への働きかけである。母子生活支援施設に入所している母親は基本的には就労しているため、子どもの学習に十分時間を掛けることができない。そして母自身が将来への展望を開けていない場合が多く、そのような状態で子どもの学習を気に掛けることは難しいと思われる。母親に気に掛ける余裕がない現状を踏まえ、職員は子どもたちの様子を母に伝え、時に子どもの意見・考えを代弁する必要がある。

学習の必要性やその子の状況をどのように伝えていくのが重要になるであろう。

今後、さらに研究を深め、母子生活支援施設の学習支援のあり方を体系化することで、様々な社会的養護ニーズへの対応を期待される母子生活支援施設の実践に寄与できるように考察を深めていきたいと思う。

引用文献

- 1) 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国母子生活支援施設協議会：平成28年度全国母子生活支援施設実態調査報告書，2017
- 2) 厚生労働省：児童福祉法 (<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-01.pdf>) 平成31年4月8日取得
- 3) 厚生労働省：社会的養護 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/index.html) 平成31年2月15日取得
- 4) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知：児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日現在），2015
- 5) 佐賀県DV総合対策センター：児童・生徒に対するDVの発見・支援プログラム 学校と家庭～困難を抱えた児童・生徒への支援と、学校の負担軽減を目指して～，2013
- 6) 下村美刈・日下部美衣：母子生活支援施設児童への学習支援について，愛知教育大学教育実践総合センター紀要第11号，pp279～286，2008
- 7) 厚生労働省：母子生活支援施設運営指針，厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知，2012
- 8) 大塩孝江：母子生活支援施設における子育て家庭への支援の現状と課題，今後の支援のあり方，日本社会福祉学会フォーラム第3回シンポジウム，2009
- 9) 厚生労働省：ひとり親家庭の現状について，2015
- 10) 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会 私たちのめざす母子生活支援施設（ビジョン）策定特別委員会：私たちの目指す母子生活支援施設ビジョン報告書，2015
- 11) 特定非営利活動法人 Kacotam：活動報告書，2017
- 12) 岡田範之：発達障害のある児童の学習意欲を高める授業改善（「読む」「書く」のつまずきに対するビジョントレーニングを取り入れた学習教材の活用を通して），平広島県立教育センター教員長期研修（後期）廿日市市立阿品台西小学校，2013

参考文献

- 1) 兵庫県教育委員会：平成25年度文部科学省委託「幼児教育の改善・充実調査研究」，2014
- 2) ヘネシー澄子：子を愛せない母，母を拒否する子，学習研究社，2004
- 3) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課：母子生活支援施設運営ハンドブック，2014

- 4) 山田勝美：施設における子どもの「育ち」と「学
び」, 資生堂社会福祉事業財団 世界の児童と母
性 vol.80, pp 16～19, 2016

Current Situation and Issues of Study Support in the Maternal and Child Living Support Facilities

Kyoko OGAWA

(Department of Early Childhood Care and Education, Faculty of Human Life Sciences, Fuji Women's University)

Daisuke FUKUTAMA

(Maternal and Child Living Support Facilities Suzuran)